

市と委託業者との間で行った協議の記録

ヒルズ有限会社との協議について

[協議日] 令和3年11月2日

[場所] 市役所1階 生活環境課窓口

[対応者] 市担当：生活環境課 福本 雄樹

相手方：ヒルズ有限会社 代表取締役 廣岡 正大

(ヒルズ)

配達作業員は以前から経験のあるアルバイト社員（都度契約）でしたが金銭的、体力的に配達作業が途中から厳しくなり、最終的に作業ができず、虚偽の報告をしたとのことです。誠に申し訳ございません。

(市)

配達作業と作業の完了確認はどのように行われていましたか。

(ヒルズ)

当作業員は車を所有していないため、西宮北口駅のロッカーを作業拠点としてチラシを置いていました。運べる数だけを取り出し、無くなればまた取りに行くことを繰り返していました。

10月5日に作業員より完了の連絡を受け、委託完了届を提出しました。  
会社としてどのような処遇もお受けします。

(市)

わかりました。追ってご連絡します。

同日、契約課及び総務課へ相談。以下の3点にて対応することとなった。

- ①契約期間終了後に発覚しており（検収日より後であり）、再度の契約や変更には該当しない。
- ②配布の有無による損益や実害の立証が出来ないため、ペナルティは求めず、支払いは実配布数のみとし、覚書を取り交わす。
- ③違約金は契約をし直した場合のみであるため、今回は該当しない。

同日 電話にて

(市)

覚書を取り交わし、実配布数分のみを支払うこととしますので、配布数を記載した見積書と、本件の説明を文書にて提出してください。

(ヒルズ)

わかりました。